

2025年3月7日

お客さま 各位

株式会社 青森みちのく銀行

旧みちのく銀行定期預金商品の預金規定の変更について

平素より、青森みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、2024年12月31日までに申込まれた旧みちのく銀行の定期預金商品の預金規定について、青森みちのく銀行の預金規定に内容を合わせるために一部変更させていただきます。

お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更となる預金規定について

- ・自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自由金利型定期預金（M型）規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）
- ・変動金利定期預金規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自動継続変動金利定期預金規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）
- ・変動金利定期預金規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）
- ・自動継続変動金利定期預金規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）
- ・期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）
- ・自動継続期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）
- ・Web定期預金規定（旧みちのく銀行）

2. 改定日

2025年3月15日

3. 改定内容

別紙【規定改定内容】のご確認をお願いいたします。

以上

(別紙)

【規定改定内容】

規定名称	条項	改定前	改定後																																																																																																																				
自由金利型 定期預金 (M型) 規定 <単利型>	4. (利息) (3)	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="577 719 1223 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td colspan="2">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td></td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="577 1038 1223 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上3年未満	約定利率×70%		1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×70%	2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		4年以上5年未満	5年	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×30%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×50%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%	約定利率×70%	3年以上4年未満		約定利率×80%	3年以上5年未満	約定利率×90%		4年以上5年未満		約定利率×90%	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="1337 624 1982 914"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1337 943 1982 1265"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×68%</td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×68%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満	6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%		1年以上3年未満	約定利率×90%		1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×75%	1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×75%	2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×75%	2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×75%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		4年以上5年未満	5年	6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%		1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×56%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%	約定利率×56%	3年以上4年未満		約定利率×68%	3年以上5年未満	約定利率×90%		4年以上5年未満		約定利率×68%
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満																																																																																																																					
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																																						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																																																																																																																					
1年以上3年未満	約定利率×70%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×50%																																																																																																																					
1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×60%																																																																																																																					
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×70%																																																																																																																					
2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×90%																																																																																																																					
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	4年以上5年未満	5年																																																																																																																					
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																																						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×30%																																																																																																																					
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×40%																																																																																																																					
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×50%																																																																																																																					
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×60%																																																																																																																					
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%	約定利率×70%																																																																																																																					
3年以上4年未満		約定利率×80%																																																																																																																					
3年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
4年以上5年未満		約定利率×90%																																																																																																																					
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満																																																																																																																					
6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%																																																																																																																					
6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
1年以上3年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×75%																																																																																																																					
1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×75%																																																																																																																					
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×75%																																																																																																																					
2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×75%																																																																																																																					
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	4年以上5年未満	5年																																																																																																																					
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
3年以上4年未満		約定利率×68%																																																																																																																					
3年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
4年以上5年未満		約定利率×68%																																																																																																																					

規定名称	条項	改定前	改定後																																																																																																																				
自動継続 自由金利率 定期預金 (M型) 規定 <単利型>	4. (利息) (4)	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上るとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="577 767 1218 1058"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td colspan="2">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td colspan="2">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="577 1086 1218 1398"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td colspan="2">約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上3年未満	約定利率×70%		1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%		1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%		2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%		2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%		解約時点での 預入期間	当初の預入期間		4年以上5年未満	5年	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×30%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×50%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%	約定利率×70%	3年以上4年未満	約定利率×80%		3年以上5年未満	約定利率×90%		4年以上5年未満	約定利率×90%		<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="1339 699 1980 989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1339 1018 1980 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td colspan="2">約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td colspan="2">約定利率×68%</td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td colspan="2">約定利率×68%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満	6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%		1年以上3年未満	約定利率×90%		1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%		1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%		2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%		2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×75%		解約時点での 預入期間	当初の預入期間		4年以上5年未満	5年	6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%		1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%		1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%		2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%		2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%		3年以上4年未満	約定利率×68%		3年以上5年未満	約定利率×90%		4年以上5年未満	約定利率×68%	
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満																																																																																																																					
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																																						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																																																																																																																					
1年以上3年未満	約定利率×70%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%																																																																																																																						
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%																																																																																																																						
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%																																																																																																																						
2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	4年以上5年未満	5年																																																																																																																					
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																																						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×30%																																																																																																																					
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×40%																																																																																																																					
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×50%																																																																																																																					
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×60%																																																																																																																					
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%	約定利率×70%																																																																																																																					
3年以上4年未満	約定利率×80%																																																																																																																						
3年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
4年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満																																																																																																																					
6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%																																																																																																																					
6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
1年以上3年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%																																																																																																																						
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%																																																																																																																						
2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																																						
	4年以上5年未満	5年																																																																																																																					
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%																																																																																																																					
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%																																																																																																																						
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%																																																																																																																						
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%																																																																																																																						
3年以上4年未満	約定利率×68%																																																																																																																						
3年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																																						
4年以上5年未満	約定利率×68%																																																																																																																						

規定名称	条項	改定前	改定後																																																																																																
自由金型 定期預金 (M型) 規定 <複利型>	4. (利息) (3)	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="577 667 1223 962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>3年以上4年未満</th> <th>4年以上5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="577 986 1223 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		3年以上4年未満	4年以上5年未満	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×80%	2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%		3年以上5年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	3年以上4年未満	約定利率×80%	4年以上5年未満	約定利率×90%	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="1339 603 1984 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>3年以上4年未満</th> <th>4年以上5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上4年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1339 922 1984 1217"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		3年以上4年未満	4年以上5年未満	6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×75%	2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×75%		3年以上5年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6ヶ月未満	約定利率×56%	6ヶ月以上1年未満	約定利率×56%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×56%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×56%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×56%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×56%	3年以上4年未満	約定利率×68%	4年以上5年未満	約定利率×68%
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	3年以上4年未満	4年以上5年未満																																																																																																	
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%																																																																																																	
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	約定利率×50%																																																																																																	
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%																																																																																																	
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																																																																																																	
2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×80%																																																																																																	
2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%																																																																																																		
3年以上5年未満		約定利率×90%																																																																																																	
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	5年																																																																																																		
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%																																																																																																		
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%																																																																																																		
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%																																																																																																		
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%																																																																																																		
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%																																																																																																		
3年以上4年未満	約定利率×80%																																																																																																		
4年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																		
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	3年以上4年未満	4年以上5年未満																																																																																																	
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×75%																																																																																																	
2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×75%																																																																																																		
3年以上5年未満		約定利率×90%																																																																																																	
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	5年																																																																																																		
6ヶ月未満	約定利率×56%																																																																																																		
6ヶ月以上1年未満	約定利率×56%																																																																																																		
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×56%																																																																																																		
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×56%																																																																																																		
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×56%																																																																																																		
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×56%																																																																																																		
3年以上4年未満	約定利率×68%																																																																																																		
4年以上5年未満	約定利率×68%																																																																																																		

規定名称	条項	改定前	改定後																																																																																																
自動継続 自由金利率 定期預金 (M型) 規定 <複利型>	4. (利息) (3)	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="595 549 1223 868"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>3年以上4年未 満</th> <th>4年以上5年未 満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上4年未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="595 900 1223 1187"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		3年以上4年未 満	4年以上5年未 満	6か月未満	解約日における普通預金利率		6か月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6か月以上3年未満		約定利率×80%	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%		3年以上5年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×30%	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	3年以上4年未満	約定利率×80%	4年以上5年未満	約定利率×90%	<p>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="1357 549 1984 868"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>3年以上4年未 満</th> <th>4年以上5年未 満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上4年未満</td> <td>約定利率×75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1357 900 1984 1187"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		3年以上4年未 満	4年以上5年未 満	6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	6か月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%	1年以上1年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	1年6か月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%	2年以上2年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%	2年6か月以上3年未満		約定利率×75%	2年6か月以上4年未満	約定利率×75%		3年以上5年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6か月未満	約定利率×56%	6か月以上1年未満	約定利率×56%	1年以上1年6か月未満	約定利率×56%	1年6か月以上2年未満	約定利率×56%	2年以上2年6か月未満	約定利率×56%	2年6か月以上3年未満	約定利率×56%	3年以上4年未満	約定利率×68%	4年以上5年未満	約定利率×68%
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	3年以上4年未 満	4年以上5年未 満																																																																																																	
6か月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																		
6か月以上1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%																																																																																																	
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×50%																																																																																																	
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%																																																																																																	
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																																																																																																	
2年6か月以上3年未満		約定利率×80%																																																																																																	
2年6か月以上4年未満	約定利率×90%																																																																																																		
3年以上5年未満		約定利率×90%																																																																																																	
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	5年																																																																																																		
6か月未満	解約日における普通預金利率																																																																																																		
6か月以上1年未満	約定利率×30%																																																																																																		
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%																																																																																																		
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%																																																																																																		
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%																																																																																																		
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%																																																																																																		
3年以上4年未満	約定利率×80%																																																																																																		
4年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																																		
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	3年以上4年未 満	4年以上5年未 満																																																																																																	
6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
6か月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
1年以上1年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
1年6か月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
2年以上2年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%																																																																																																	
2年6か月以上3年未満		約定利率×75%																																																																																																	
2年6か月以上4年未満	約定利率×75%																																																																																																		
3年以上5年未満		約定利率×90%																																																																																																	
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																																		
	5年																																																																																																		
6か月未満	約定利率×56%																																																																																																		
6か月以上1年未満	約定利率×56%																																																																																																		
1年以上1年6か月未満	約定利率×56%																																																																																																		
1年6か月以上2年未満	約定利率×56%																																																																																																		
2年以上2年6か月未満	約定利率×56%																																																																																																		
2年6か月以上3年未満	約定利率×56%																																																																																																		
3年以上4年未満	約定利率×68%																																																																																																		
4年以上5年未満	約定利率×68%																																																																																																		

規定名称	条項	改定前	改定後
自由金利型 定期預金規定	4. (利息) (3)	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、①、②の方法により計算した中途解約利率が解約時の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率とします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
自動継続 自由金利型 定期預金規定	4. (利息) (4)	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その預金を満期日前に解約するときの利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、①、②の方法により計算した中途解約利率が解約時の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率とします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その預金を満期日前に解約するときの利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

規定名称	条項	改定前	改定後
変動金利 定期預金規定 <単利型>	5. (利息) (3) ②	<p>預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間利息の合計額）との差額を清算します。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約時の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p>	<p>預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間利息の合計額）との差額を清算します。</p>
自動継続 変動金利 定期預金規定 <単利型>	5. (利息) (3) ②	<p>預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約するときには、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。このとき、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数あるときは各中間利息の合計額）との差額を清算します。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p>	<p>預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約するときには、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。このとき、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数あるときは各中間利息の合計額）との差額を清算します。</p>

規定名称	条項	改定前	改定後
変動金利 定期預金規定 <複利型>	5. (利息) (3)	<p>この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上るとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p>	<p>この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。</p>
自動継続 変動金利 定期預金規定 <複利型>	5. (利息) (3)	<p>この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上るとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p>	<p>この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。</p>

規定名称	条項	改定前	改定後
期日指定 定期預金規定	4. (利息) (3)	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。
自動継続 期日指定 定期預金規定	5. (利息) (5)	この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヶ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。	この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。

規定名称	条項	改定前	改定後																																																																																				
Web 定期預金規定	4. (利息) (3)	<p>この預金を満期日前に解約するときおよび第6条第6項、第7項の規定により解約するときには、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。なお、預入期間が6ヵ月以上のとき、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="562 651 1205 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>6か月以上1年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td></td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="562 954 1205 1289"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		6か月以上1年	3年	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率		6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×50%	1年6か月以上2年未満		約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×70%	2年6か月以上3年未満		約定利率×90%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×30%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	3年以上4年未満	約定利率×80%	4年以上5年未満	約定利率×90%	<p>この預金を満期日前に解約するときおよび第6条第6項、第7項の規定により解約するときには、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。</p> <p>期限前解約利率</p> <table border="1" data-bbox="1323 536 1966 804"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th colspan="2">当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>6か月以上1年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×75%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1323 839 1966 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約時点での 預入期間</th> <th>当初の預入期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×56%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×68%</td> </tr> </tbody> </table>	解約時点での 預入期間	当初の預入期間		6か月以上1年	3年	6ヵ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%	6か月以上1年未満	約定利率×90%	約定利率×75%	1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×75%	1年6か月以上2年未満		約定利率×75%	2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×75%	2年6か月以上3年未満		約定利率×75%	解約時点での 預入期間	当初の預入期間	5年	6ヵ月未満	約定利率×56%	6か月以上1年未満	約定利率×56%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×56%	1年6か月以上2年未満	約定利率×56%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×56%	2年6か月以上3年未満	約定利率×56%	3年以上4年未満	約定利率×68%	4年以上5年未満	約定利率×68%
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																						
	6か月以上1年	3年																																																																																					
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																						
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																																																																																					
1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×50%																																																																																					
1年6か月以上2年未満		約定利率×60%																																																																																					
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×70%																																																																																					
2年6か月以上3年未満		約定利率×90%																																																																																					
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																						
	5年																																																																																						
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率																																																																																						
6か月以上1年未満	約定利率×30%																																																																																						
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%																																																																																						
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%																																																																																						
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%																																																																																						
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%																																																																																						
3年以上4年未満	約定利率×80%																																																																																						
4年以上5年未満	約定利率×90%																																																																																						
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																						
	6か月以上1年	3年																																																																																					
6ヵ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%																																																																																					
6か月以上1年未満	約定利率×90%	約定利率×75%																																																																																					
1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×75%																																																																																					
1年6か月以上2年未満		約定利率×75%																																																																																					
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×75%																																																																																					
2年6か月以上3年未満		約定利率×75%																																																																																					
解約時点での 預入期間	当初の預入期間																																																																																						
	5年																																																																																						
6ヵ月未満	約定利率×56%																																																																																						
6か月以上1年未満	約定利率×56%																																																																																						
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×56%																																																																																						
1年6か月以上2年未満	約定利率×56%																																																																																						
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×56%																																																																																						
2年6か月以上3年未満	約定利率×56%																																																																																						
3年以上4年未満	約定利率×68%																																																																																						
4年以上5年未満	約定利率×68%																																																																																						

自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日以後に利息とともにお支払いします。

ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書等記載の利率（以下「約定利率」という。）により計算し、満期日以後（自動解約入金方式のときは満期日）にこの預金とともにお支払いします。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日の日数について証書等記載の中間払利率により計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後にあらかじめ指定された方法により次のお支払いします。

なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受け取るときには、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替えるときには、中間払日に指定口座へ入金します。
- C. 定期預金とするときは、中間払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、別にお知らせした中間払日における利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金方式のときは満期日）にこの預金とともにお支払いします。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満
6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%	約定利率×75%
1年以上3年未満	約定利率×90%	
1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×75%
1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×75%
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×75%
2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×75%

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	4年以上5年未満	5年
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
3年以上4年未満		約定利率×68%
3年以上5年未満	約定利率×90%	
4年以上5年未満		約定利率×68%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号までの一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約（自動解約方式による満期日自動解約を除く）または書替継続するときおよび一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

- ⑤この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
- ⑦第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、証書等と本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8. (預金の一部解約)

- (1) 預入日または書替継続日から満期日までの期間が3年以上のものについて、預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。
- (2) 一部解約は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。
- (3) 一部解約後の残高は100円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。
- (4) 一部解約の適用利率は前記第4条第3項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送

した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書等を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。なお、自動解約入金方式の中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記第1条の方法によりお支払いします。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記第1条の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。

14. (証書の効力)

証書記載の自動解約入金方式の場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となります。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁

自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときにはその定めによるものとします。

ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

16.（本人確認）

- 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

17.（成年後見人等の届出）

- 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

18.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

19.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その

例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。

⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

20.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

21.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22.（規定の変更等）

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- この預金の継続後の利率は、別にお知らせした継続日におけるの利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

3. (証券類の受入れ)

- 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について証書等記載の利率（継続後の預金については、前記第2条2項の利率。以下これらを「約定利率」という。）により計算し、満期日にお支払いします。ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について証書等記載の中間払利率（継続後の預金の中間利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日にお支払いします。

なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日にお支払いします。
- この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヶ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替えるときには、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とするときには、中間払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応答日の翌日から預入日の5年後の応答日までの日満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- 継続を停止したときのこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	1ヶ月以上3年未満	3年以上4年未満
6ヶ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×90%	約定利率×75%
1年以上3年未満	約定利率×90%	
1年以上1年6ヶ月未満		約定利率×75%
1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×75%
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×75%
2年6ヶ月以上4年未満		約定利率×75%

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	4年以上5年未満	5年
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×56%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×75%	約定利率×56%
3年以上4年未満		約定利率×68%
3年以上5年未満	約定利率×90%	
4年以上5年未満		約定利率×68%

- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

7.（預金の解約、書替継続）

- この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- この預金を解約または一旦継続停止をした後に書替継続するときおよび一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印してこの証書等とともに提出してください。
- 前項の払戻し等の手続きに加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。このとき、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所に於て発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - 第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - 預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - その他前記AからEに準ずる者
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他前記AからDに準ずる行為
- この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、証書等と本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8.（預金の一部解約）

- 預入日または書替継続日から満期日までの期間が3年以上のものについて、預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。
- 一部解約額は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。
- 一部解約後の残高は100円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。
- 一部解約の適用利率は前記第4条第4項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

9.（届出事項の変更、証書等の再発行）

- この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所に於て当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12.（譲渡、買入れの禁止）

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13.（中間利息定期預金）

- 中間利息定期預金の利息については、前記第4条の規定を準用します。
- 中間利息定期預金については、原則として預金証書等を発行しないこととし、次により取扱います。
 - 中間利息定期預金の内容については別途ご連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して提出してください。
 - 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印してこの証書等とともに提出してください。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈単利型〉（旧みちのく銀行）

- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
- また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

15. (本人確認)

- (1)一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2)ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

16. (成年後見人等の届出)

- (1)預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5)前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に

応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
- A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
- ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
- ⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

20. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3)前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自由金利型定期預金（M型）規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日以後に利息とともにお支払いします。
ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元利金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- この預金の利息は、約定日数および約定利率により6ヶ月複利の方法により計算し、満期日以後（自動解約入金方式のときは満期日）にこの預金とともにお支払いします。
- この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
- この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	3年以上4年未満	4年以上5年未満
6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×75%
2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×75%	
3年以上5年未満		約定利率×90%

解約時点での 預入期間	当初の預入期間
	5年
6ヶ月未満	約定利率×56%
6ヶ月以上1年未満	約定利率×56%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×56%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×56%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×56%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×56%
3年以上4年未満	約定利率×68%
4年以上5年未満	約定利率×68%

- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に

もとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- この預金を解約（自動解約方式による満期日自動解約を除く）または書替継続するとき、および一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - 第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - 預金者が預金開設時とした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に

自由金利型定期預金（M型）規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）

非難されるべき関係を有すること

F. その他前記AからEに準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

(6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。

(7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8. (預金の一部解約)

(1) 預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。

(2) 一部解約は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。

(3) 一部解約後の残高は1000円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。

(4) 一部解約の適用利率は前記第4条第3項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

(1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13. (証書の効力)

証書記載の自動解約入金方式のとき、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となります。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには、当行は順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）とお届印を直ちに当行に届出してください。

ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務また当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。

また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

15. (本人確認)

(1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。

(2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

16. (成年後見人等の届出)

(1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。

(5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱いします。

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで

自由金利型定期預金（M型）規定〈複利型〉（旧みちのく銀行）

に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り
ます。

- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限りです。
 - ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りです。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。
 - ⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

19.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1)この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

20.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21.（規定の変更等）

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3)前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈複利型〉（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居かが確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせした継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳の場合は当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、約定日数および約定利率により6ヶ月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するかまたは、満期日に元金に組入れて継続する方法によりお支払いします。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	3年以上4年未満	4年以上5年未満
6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
6か月以上1年未満	約定利率×75%	約定利率×75%
1年以上1年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
1年6か月以上2年未満	約定利率×75%	約定利率×75%
2年以上2年6か月未満	約定利率×75%	約定利率×75%
2年6か月以上3年未満		約定利率×75%
2年6か月以上4年未満	約定利率×75%	
3年以上5年未満		約定利率×90%

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	5年	
6か月未満	約定利率×56%	
6か月以上1年未満	約定利率×56%	
1年以上1年6か月未満	約定利率×56%	
1年6か月以上2年未満	約定利率×56%	
2年以上2年6か月未満	約定利率×56%	
2年6か月以上3年未満	約定利率×56%	
3年以上4年未満	約定利率×68%	
4年以上5年未満	約定利率×68%	

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづく、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止をした後に書替継続するとき、および一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦ 第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈複利型〉（旧みちのく銀行）

る者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項より、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8. (預金の一部解約)

- (1) 預入日または書替継続日から満期日までの期間が3年以上のものについて預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。
- (2) 一部解約は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。
- (3) 一部解約後の残高は100円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。
- (4) 一部解約の適用利率は前記第4条第3項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買合）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときは、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第4条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書等を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項より相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - ④ 第1項より相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - ④ 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - ⑤ 第1項より相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも、同様にお届けください。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）

(5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはこれらの承継人は取消を主張しません。

相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

20. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他

自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日以後に利息とともにお支払いします。

ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元利金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について証書等記載の利率（以下「約定利率」という。）により計算し、満期日以後（自動解約入金方式のときは満期日）にこの預金とともにお支払いします。
ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までを満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について証書等記載の中間利払利率により計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおりお支払いします。

- A. 現金で受け取るときには、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替えるときには、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後（自動解約入金方式のときは満期日）にこの預金とともにお支払いします。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間利払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入期間 1ヶ月未満

次のA. およびB. の算式により計算した利率（A. およびB. の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。

- ② 預入期間 1ヶ月以上

次のA. およびB. の算式により計算した利率（A. およびB. の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）
預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書等記載の満期日まで新たに預入れするとしたとき、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、継続書替)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約（自動解約方式による満期日自動解約を除く）または書替継続するとき、および一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあって発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第11条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦ 第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有す

自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

ること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めれば、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

11. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の様式により質入等を承諾します。

12. (証書の効力)

証書記載の自動解約入金方式のとき、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となります。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。

ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

14. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しませんが、

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振入の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日。
- ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

19.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、別にお知らせした継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について証書等記載の利率（継続後の預金については第2条第2項の利率。以下、「約定利率」という。）により計算し、満期日にお支払いします。ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数について証書等記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）により計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日にお支払いします。
 - ② 中間払利息（中間払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日にお支払いします。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヶ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 継続を停止したときの利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その預金を満期日前に解約するときの利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。ただし、中間払利息が支払われているときには、その支払額（中間払日が複数あるときは各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 入期間 1ヶ月未満

次のA. およびB. の算式により計算した利率（A. およびB. の算

式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。

② 預入期間 1ヶ月以上

次のA. およびB. の算式により計算した利率（A. およびB. の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率 - (基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数) / 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書等記載の満期日まで新たに預入れるとしたとき、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 一年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、継続書替)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一旦継続停止の取扱いした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第11条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

自動継続自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
 - (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくとともに同様に解約できるものとします。
 - (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元金金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他の取引にかかわるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の書面により質入等を承諾します。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

13. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱いします。

自動継続自由金利型定期預金規定（旧みちのく銀行）

16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

17.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

18.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

変動金利定期預金規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日以後に利息とともにお支払いします。

ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元利金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおりお支払いします。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）について証書等記載の中間利払利率（上記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書等記載の利率（上記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）により計算した金額と最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算した金額の合計額から中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
 - ① 預入日の6ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
 - ② 預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間利息の合計額）との差額を清算します。
 - A. 預入期間 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
 - B. 預入期間 1年以上 約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。このとき、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦ 第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が預金開設時した「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

変動金利定期預金規定＜単利型＞（旧みちのく銀行）

- る者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

9.（届出事項の変更、証書等の再発行）

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の様式により質入等を承諾します。

13.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ち

に当行に届出してください。

ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

14.（本人確認）

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

15.（成年後見人等の届出）

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

16.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当す

変動金利定期預金規定〈単利型〉（旧みちのく銀行）

ることとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

19.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続変動金利定期預金規定<単利型> (旧みちのく銀行)

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた継続中における利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおりお支払いします。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」という。）について証書等記載の中間払利率（前記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した中間払利息（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間払日以後にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
 - ② 中間払日数および証書等記載の利率（前記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第2条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）により計算した金額と最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算した金額の合計額から中間払利息（中間払利息が複数あるときは各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取るときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (2) 継続を停止したときのこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
 - ① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）の6ヶ月後の

応答日の前日までに解約するときには、預入日から解約日の前日までについて解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

- ② 預入日の6ヶ月後の応答日以後に解約するときには、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額と解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）により計算した金額の合計額をこの預金とともにお支払いします。このとき、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数あるときは各中間利息の合計額）との差額を清算します。
 - A. 預入期間 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
 - B. 預入期間 1年以上 約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。このとき、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係

自動継続変動金利定期預金規定<単利型> (旧みちのく銀行)

法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

- ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
 - (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
 - (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元金金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権

利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の様式により質入等を承諾します。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②当行に対する債務の利息・割戻料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

14. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を

自動継続変動金利定期預金規定〈単利型〉（旧みちのく銀行）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

以上

17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日。
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

19.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

変動金利定期預金規定<複利型> (旧みちのく銀行)

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、証書または通帳(以下「証書等」という。)記載の満期日以後に利息とともにお支払いします。

ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元利金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類(以下「証券類」という。)を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに(通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ)受入店で返却します。

4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書等記載の利率(上記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率(以下これをそれぞれ「約定利率」という。))により6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。

①預入期間	6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
②預入期間	6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
③預入期間	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
④預入期間	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
⑤預入期間	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
⑥預入期間	2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関

係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名(または署名)とお届印を押し、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ①この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ②この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がない

変動金利定期預金規定<複利型> (旧みちのく銀行)

ときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。

- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名(または署名)とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡(売買含)、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書(通帳)と届出印を直ちに当行に届出してください。ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限が

あるときにおいても相殺することができるものとします。

14. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)に基づく異動事由として取扱います。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
- A. 異動事由(当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
- B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと。当該手続が終了した日。
- ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金

変動金利定期預金規定＜複利型＞（旧みちのく銀行）

が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が
入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出
金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各
号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法
にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険
機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金
等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、
当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債
権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受ける
ことができます。

19.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこ
の規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の
所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他
相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基
づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定
の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイト
への掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日
から適用するものとします。

以上

自動継続変動金利定期預金規定<複利型> (旧みちのく銀行)

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳(以下「証書等」という。)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた継続中における利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類(以下「証券類」という。)を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに(通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ)受入店で返却します。

4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、別にお知らせしたこの預金の預入日から満期日までの期間および金額に応じた利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日までの前日までの日数および証書等記載の利率(上記第4条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第2条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。)により6ヶ月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法によりお支払いします。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取るときには当行所定の払戻請求書に記名(または署名)とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (2) 継続を停止したときのこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)により6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。

①預入期間	6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
②預入期間	6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
③預入期間	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
④預入期間	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
⑤預入期間	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
⑥預入期間	2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない

ときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名(または署名)とお届印を押印して、この証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ①この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ②この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③この預金が発令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤この預金が発令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

自動継続変動金利定期預金規定<複利型> (旧みちのく銀行)

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくとともに同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が凍結され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、通帳、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

9. (届出事項の変更、証書等の再発行)

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買合）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときには、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

14. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、前項に限りません。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預

自動継続変動金利定期預金規定〈複利型〉（旧みちのく銀行）

金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限ります。
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
- ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
- ⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

19.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

- この預金は、満期日以後に利息とともにお支払いします。
- 満期日は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の据置期間（1年）の満了日から、最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、預金店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- 前項による満期日の指定がない場合は、証書等記載の最長預入期限を満期日とします。
- 第2項により定められた満期日から1ヶ月間経過しても解約されなかったときは、同項による満期日の指定はなかったものとします。ただし、証書等記載の「自動解約入金方式」のときは満期日に自動的に解約し、利息とともに元利金をあらかじめ指定された口座に入金するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

4. (利息)

- この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満のとき証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上のとき証書記載の「2年以上」利率
- この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
- この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	3年	
6か月未満	解約日における普通預金利率	
6か月以上1年未満	約定利率×40%	
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	

- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号までの一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

- 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に

届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- この預金を解約（自動解約方式による満期日自動解約を除く）または書替継続するときおよび一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、証書等とともに提出してください。
- 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所に於て発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
 - ⑦ 第6条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないと
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき

期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

- (6) この預金が、当行が別々に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、証書等と本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

8.（預金の一部解約）

- (1) 預入日または書替継続日から満期日までの期間が3年以上のものについて、預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。
- (2) 一部解約は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。
- (3) 一部解約後の残高は1000円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。
- (4) 一部解約の適用利率は前記第4条第3項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

9.（届出事項の変更、証書等の再発行）

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合は、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

12.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買合）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の書面により質入等を承諾します。

13.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第4条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書等を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。
なお、自動解約入金方式の中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記第2条の方法によりお支払いします。
ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記第2条の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の

払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。

14.（証書の効力）

証書記載の自動解約入金方式の場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となります。

15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - ④ 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - ⑤ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときにはその定めによるものとします。
ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

16.（本人確認）

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

17.（成年後見人等の届出）

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

18.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

から適用するものとします。

以上

19.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - ⑥ 総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

20.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

21.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日

自動継続期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳（以下「証書等」という。）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、証書等記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に利息とともにお支払いします。
- (2) 満期日は、証書等記載の据置期間（1年）の満了日から、最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、預金店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。
ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 第2項による満期日の指定がない場合は、証書等記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から1ヶ月間経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」という。）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳のときは当該受入の記載を取消したうえ）受入店で返却します。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
証書記載の「2年以上」利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については、金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日にお支払いします。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (5) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点で の 預入期間	当初の預入期間	
	3年	
6か月未満	解約日における普通預金利率	
6か月以上1年未満	約定利率×40%	
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第5項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号までの一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約（自動解約方式による満期日自動解約を除く）または書替継続するときおよび一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印して、証書等とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻し等を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻し等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当したときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第13条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

自動継続期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

- ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
- ⑦第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないうとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- F. その他前記AからEに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当行が別に定める一定の期間預金者による利用がないときは、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づくときも同様に解約できるものとします。
- (7) 前3項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、証書等と本人確認書類等とともに取引店に提出してください。

9.（預金の一部解約）

- (1) 預入日または書替継続日から満期日までの期間が3年以上のものについて、預入日または書替継続日から1年以上経過したとき、この預金の一部解約ができます。
- (2) 一部解約は1回1万円以上1万円単位とし、預入日または書替継続日から1年以上経過した日から満期日または次の書替継続日までの間に最大10回可能です。
- (3) 一部解約後の残高は100円以上（総合口座のときは1万円以上）とします。
- (4) 一部解約の適用利率は前記第5条第5項における期限前解約利率により計算し、この預金とともにお支払いします。

10.（届出事項の変更、証書等の再発行）

- (1) この証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行に届出してください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書等または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたはこの証書等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

13.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書等は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の書面により質入等を承諾します。

14.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第5条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書等を発行しないこととし、次により取扱います。
- ①中間利息定期預金の内容については別途ご連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。
なお、自動解約入金方式の中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記第3条の方法によりお支払いします。
ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記第3条の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。
- ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名（または署名）とお届印を押印のうえ提出してください。

15.（証書の効力）

証書記載の自動解約入金方式の場合、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となります。

16.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出印を直ちに当行に届出してください。
ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等について、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときにはその定めによるものとします。

自動継続期日指定定期預金規定（旧みちのく銀行）

ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

17.（本人確認）

- 一度本人確認を済ませた後でも、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳の提示など、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されております。

18.（成年後見人等の届出）

- 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
- 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しませんが、

19.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取扱います。

20.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第2条第2項に定める通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行が予め預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日。
 - 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。）に限り、
 - 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと。当該手続が解除された日。
 - この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続が終了した日。
 - 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金

が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）。当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

⑥総合口座・貯蓄総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

21.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- この預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

22.（準拠法・裁判所管轄）

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

23.（規定の変更等）

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

Web定期預金規定(旧みちのく銀行)

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る申込を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、「みちのくダイレクト」契約のある個人の方のみご利用できます。
- (2) この預金は、「みちのくダイレクト」により預入れできます。当行本支店の窓口およびATMでは預入れできません。
- (3) 預入日は原則として、受付日当日とします。ただし、取引の受付時間が当行所定の時限を過ぎているときまたは受付日が銀行休業日のときは、翌営業日を預入日とします。なお、翌営業日扱いの預入れについては、予約扱いとして受付します。
- (4) この預金は、「みちのくダイレクト」にサービス利用口座として登録している総合口座へ預入れするものとします。
- (5) この預金の預入れは、1口1万円以上1,000万円未満とします。ただし、自動継続時にこの預金の預入金額が1,000万円以上のときは預入れを可能とします。
- (6) この預金の預入期間は、3ヵ月、6ヵ月、1年、3年、5年とします。
- (7) 総合口座へ預入れする際のこの預金のお届印は、総合口座のお届印とします。
- (8) 総合口座へ預入れする際の取引店は、総合口座の取引店となります。
- (9) この預金は、少額貯蓄非課税制度の適用を受けることができません。
- (10) 取引が完了している預入れの取消しまたは変更はできません。予約扱いの預入れについては、当行所定の期限まで取消しすることができます。
- (11) スマートフォン専用画面においては、「定期預金中途解約」、「定期預金満期解約」、「定期預金預入取消」はできません。

3. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のWeb定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続は10年を限度とし、預金者の居所が確認できれば更に10年継続し、以後も同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における別にお知らせした利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、「みちのくダイレクト」により解約の手続きをしてください。本手続により、この預金を解約日以降にあらかじめ指定されたサービス利用口座または当該総合口座の普通預金に入金します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について別にお知らせした利率(継続後の預金については、前記第3条2項の利率。以下これらを「約定利率」という。)により計算し、満期日に元金に組入れて継続する方法でお支払いします。ただし、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息は、約定日数および約定利率により6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続する方法でお支払いします。

(2) 継続を停止するときのこの預金の利息は、解約日以後にこの預金とともにあらかじめ指定されたサービス利用口座または当該総合口座の普通預金に入金します。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) この預金を満期日前に解約するときおよび第6条第6項、第7項の規定により解約するときには、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)により計算し、この預金とともにお支払いします。

期限前解約利率

解約時点での 預入期間	当初の預入期間	
	6ヵ月以上1年	3年
6ヵ月未満	約定利率×90%	約定利率×75%
6ヵ月以上1年未満	約定利率×90%	約定利率×75%
1年以上1年6ヵ月未満		約定利率×75%
1年6ヵ月以上2年未満		約定利率×75%
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×75%
2年6ヵ月以上3年未満		約定利率×75%

解約時点での 預入期間	当初の預入期間
	5年
6ヵ月未満	約定利率×56%
6ヵ月以上1年未満	約定利率×56%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×56%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×56%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×56%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×56%
3年以上4年未満	約定利率×68%
4年以上5年未満	約定利率×68%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第8項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、第6条第8項第1号から第3号の一にでも該当するときには、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、「みちのくダイレクト」により解約予約の手続きをしてください。解約予約の受付後に予約を取消しまたは変更することはできません。
- (3) 満期解約予約は、満期日の2ヵ月前から3営業日前まで受付します。満期解約を受付けたときは、満期日に「みちのくダイレクト」であらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を入金します。ただし、総合口座へ預入れされた預金は、当該総合口座の普通預金へ元利金を入金します。
- (4) 中途解約予約は、満期日の3営業日前まで受付します。中途解約を受付けたときは、解約依頼日の2営業日後に「みちのくダイレクト」であらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を入金します。ただし、総合口座へ預入れさ

Web定期預金規定(旧みちのく銀行)

れた預金は、当該総合口座の普通預金へ元利金を入金します。

- (5) 総合口座(有通帳口座)に預入れしたこの預金は、窓口で解約することができます。
- (6) 「みちのくダイレクト」を解約するときは、この預金も解約するものとします。
- (7) 次の各号の一にでも該当したときには、当行は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、この預金を解約することができるものとします。この場合、通知の到達いかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとします。
 - ①この預金の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ②この預金の預金者が第12条第1項に違反したとき
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④当行が、合併その他これに類する事由によりこの預金の取扱いを廃止する場合であって、当該廃止を円滑に実施するためにこの預金を解約又は停止することが必要と認められるとき
- (8) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力ではないことの表明・確約」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - F. その他前記AからEに準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (9) 第7項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名(または署名)とお届印を

押印のうえ、本人確認書類等とともに「みちのくダイレクト」の代表口座取引店にお届けください。ただし、第7項第4号により、この預金口座が解約され残高があるとき、預金者が当行に開設している「みちのくダイレクト」の代表口座として登録している普通預金へ元利金を入金します。

7. (取引内容の確認)

預入金額、預入期間、約定利率等の取引内容は、通帳または「みちのくダイレクト」によりご確認ください。

8. (届出事項の変更、総合口座通帳等の再発行)

- (1) 総合口座通帳や印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行にお届けください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 総合口座通帳または印鑑を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 総合口座通帳を再発行するときは、別にお知らせした手数料をいただきます。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送したときは、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (印鑑照合)

払戻請求書その他書類に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

11. (差引計算等)

- (1) 総合口座での取引により当行に対する債務を履行しなければならぬとき、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①総合口座の定期預金について、その満期日前でも貸越元利金と相殺できるものとします。
また、相殺できるときは事前の通知および所定手続を省略し、総合口座の定期預金を解約し、貸越元利等弁済にあてることができるものとします。
 - ②前号によってもなお、当行に対する債務があるときは直ちに支払ってください。
 - ③前記第1号により、なお普通預金の残高があるときは、総合口座通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をするときは、当行に対する債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

12. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳等は、譲渡(売買含)、買入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させる

W e b 定期預金規定(旧みちのく銀行)

ことはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入その他第三者の権利を設定するときは、当行所定の書面により質入等を承諾します。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺するときに限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺するときは、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印し直ちにお届けください。ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺するときの利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。
また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺するときにおいて、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができるものとします。

1 4. (本人確認)

- (1) 一度本人確認を済ませた後でも、当行所定の方法により本人確認を求めることがあります。
- (2) ご本人のものでない本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁止されています。

1 5. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。

- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上